

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二編 普通地方公共団体	第二編 普通地方公共団体
第三章 条例及び規則	第三章 条例及び規則
第十六条 (略)	第十六条 (略)
<p>② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。</p> <p>③～⑤ (略)</p>
第五章 直接請求	第五章 直接請求
第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては	第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共

はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

) 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について

、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。このとを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通

団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について

、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一

地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六

分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

(2) 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

**第八十六条** 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

**第八十六条** 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その

総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②  
•  
③  
(略)

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

②  
•  
③  
(略)

(4) 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

## 第二節 権限

## 第二節 権限

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ ⑯ (略)

⑯ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ ⑯ (略)

⑯ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派

における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(15) 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(16) 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(17) (略)  
(18)

### 第三節 招集及び会期

第一百一条 (略)

(2) (4) (略)

(5) 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

(6) 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあ

又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(15) 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(16) (略)  
(17)

### 第三節 招集及び会期

第一百一条 (略)

(2) (4) (略)

つては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

⑦ (略)

第一百二条 (略)

② ④ (略)

⑤ 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑦ (略)

第一百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。  
② 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をも

⑤ (略)

第一百二条 (略)

② ④ (略)

⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑥ (略)

つて、会期は終了するものとする。

- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- ⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- ⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては二日以内に会議を開かなければならぬ。
- ⑧ 第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第一百二十二条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

## 第五節 委員会

第一百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。	
②	常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
③	議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 一 議会の運営に関する事項 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 三 議長の諮問に関する事項
④	特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
⑤	第一百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
⑥	委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
⑦	前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
⑧	委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
⑨	前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。
第一百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。	
②	議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
③	前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。
④	常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。
⑤	常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
⑥	常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
⑦	常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
⑧	前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
⑨	常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

閉会中も、なお、これを審査することができる。

**第一百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。**

- ② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。
- ④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

- ⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

**第一百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。**

- ② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。
- ④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審

**第一百十条及び第一百十一条 削除**

査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

- (5) 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。

第一百十一条 前三条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

## 第六節 会議

第一百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

- (2) 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

## 第一百十五条の三 (略)

## 第一百十五条の二 (略)

第一百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた

第一百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた

者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

- ② 第百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

#### 第八節 議員の辞職及び資格の決定

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一條、第十一條の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② ④ (略)

#### 第八節 議員の辞職及び資格の決定

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一條、第十一條の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② ④ (略)

## 第二節 普通地方公共団体の長

## 第二節 普通地方公共団体の長

### 第四款 議会との関係

### 第四款 議会との関係

第一百七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② (略)

③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

④ (略)

### 第一百七十七条

第一百七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② (略)

③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

④ (略)

### 第一百七十七条 普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

。 地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならぬ。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政府の職権によ

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政府の職権によ

より命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 (略)

(略)

③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第一百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

②・③ (略)

④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

り命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 (略)

(略)

④ 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第一百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

②・③ (略)

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第一百条第一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第一百十五条の二第二項（第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第一百九十九条第八項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第一百五十五条の二第一項（第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第一百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第一百九条第六項（第一百九条の二第五項及び第一百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第一百九十九条第八項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第一百五十五条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第一百九条第五項（第一百九条の二第五項及び第一百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

## 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

### 相互間の関係

#### 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

##### 第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等 の手続

（許認可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下この款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十二条の三第二項、第二百五十二条の五第一項、第二百五十二条の六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「

## 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体

### 相互間の関係

#### 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

##### 第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等 の手続

（許認可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十二条の三第二項、第二百五十二条の五第一項、第二百五十二条の六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「

いて「申請等」という。)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他の他これらに類する行為(以下この款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条の六 (略)

2・6 (略)

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十二条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為(是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相

申請等」という。)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 (略)

2・6 (略)

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条 (略)

2・6 (略)

当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百

五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2| 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一| 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間

二| 前項第二号イの場合は、第二百五十二条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三| 前項第二号ロの場合は、第二百五十二条の五第二項第三号に掲げる期間

3| 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

4| 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5| 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起)

第二百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示を行つた各大臣は、次

の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一

項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

2|

前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めなければならない。

3|

第二百四十五条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

- 一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に關する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。
- 二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に關する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内

容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

口　自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十五条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 | 第二百四十五条の七第三項の指示を行つた各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

5 | 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一　第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十五条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間

二　第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合は、第二百五十五条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三　第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十五条の六第二項第三号に掲げる期間

6 | 第二百五十五条の五第三項からの第六項までの規定は、第二項及び第三

項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

7 | 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

8 | 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第三節 普通地方公共団体相互間の協力

#### 第一款 協議会

### 第三節 普通地方公共団体相互間の協力

#### 第一款 協議会

##### (脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかるらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会から脱退することができる。

2 | 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならぬ。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみ

に係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3|

第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4|

普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

5|

第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

## 第二款 機関等の共同設置

(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかるらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告することにより、共同設置から脱退することができる。

2| 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地

## 第二款 機関等の共同設置

方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。

3|

第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、

第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。

4|

第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

5|

普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

6|

第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（機関の共同設置に関する規約）

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき

（機関の共同設置に関する規約）

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき

げる事項につき規定を設けなければならない。

一〇五 (略)

規定を設けなければならない。

一〇五 (略)

#### 第四節 条例による事務処理の特例

#### 第四節 条例による事務処理の特例

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

第二百五十二条の十七の四 (略)

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 (略)

2 (略)

3 | 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求（第一項の規定による是正の要求を含む。）を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

4 (略)

3 (略)

#### 第十四章 補則

#### 第十四章 補則

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。）、再審査請求（第二百五十二条の十七の四第四項の規定による再審査請求を除く。）、審査の申立て又は

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。）、再審査請求（第二百五十二条の十七の四第三項の規定による再審査請求を除く。）、審査の申立て又は

審決の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十五条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。

### 第三編 特別地方公共団体

#### 第三章 地方公共団体の組合

##### 第二節 一部事務組合

###### (組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他ものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に

審決の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十五条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。

### 第三編 特別地方公共団体

#### 第三章 地方公共団体の組合

##### 第二節 一部事務組合

###### (組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他ものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項

掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするとときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例)

第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告することにより、一部事務組合から脱退することができる。

2| 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。

3| 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4| 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつたときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするとときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 (略)

二 一部事務組合の構成団体

三～七 (略)

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項）の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理

事）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十二条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとができる。

2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 (略)

二 一部事務組合を組織する地方公共団体

三～七 (略)

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（次条第二項）の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理

事）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十二条第二項及び第一百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3| 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成

団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4| 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5| 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は

、当該議会を組織する構成団体の議会の一一致する議決によらなければならぬ。

6| 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、提出し、又は勧告することによつて行うものとする。

7| 前編第六章第一節（第九十二条の二の規定に限る。）、第二節（第一百四十四条から第二十項までを除く。）及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十八条、第九十九条、第一百条第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第一百条の二並びに第一百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定める

ところにより、法律」と、第一百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8 | 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合においては、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これを」とあるのは「当該条例を」と、第一百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第一百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第一百七十六条（第三項を除く。）、第一百七十七条第一項及び第二項、第一百七十九条第二項から第四項まで、第一百八十条、第一百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第一百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」

とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十一条中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と、第二百五十二条の四十四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

9 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の三 (略)

2・3 (略)

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の二 (略)

2・3 (略)

(議決事件の通知)

**第二百八十七条の四** 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十二条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(議決事件の通知)

**第二百八十七条の三** 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十二条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

**第二百八十八条** 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(解散)

**第二百八十八条** 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

**第二百八十九条** 第二百八十六条、**第二百八十六条の二**又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

**第二百八十九条** 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十二条 一部事務組合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の構成団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2・3 (略)

第三節 広域連合

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県の加入する広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第二百九十二条の四第四項、第二百九十三条の五第二項、第二百九十二条の六第一項及び第二百九十二条の八第

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十二条 一部事務組合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2・3 (略)

第三節 広域連合

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請ができる。

二項を除き、以下同じ。）は、その議会の議決を経て、国<sup>の</sup>行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する國の行政機關の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 (略)

(規約等)

第二百九十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 広域連合の議会の議員又は長（第二百九十二条の十二において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十二条の六第一項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十五条第二項、第一百四十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

及び第一百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(直接請求)

第二百九十二条の六 (略)

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が

5 (略)

(規約等)

第二百九十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十五条第二項及び第一百四十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が

四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。

### 3・4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第十九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条」に規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内(当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である

四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。

### 3・4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条」に規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内(当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である

の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令では当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに定める。

6～8 （略）

（協議会）

第二百九十二条の八 （略）

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者（うちから広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合については、理事会）が任命する者をもつて組織する。

場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 （略）

（協議会）

第二百九十二条の八 （略）

2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

3 （略）

（協議会）

第二百九十二条の八 （略）

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者（うちから広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合については、理事会）が任命する者をもつて組織する。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十二条の十三 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の三第一項、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

第三項若しくは第四項又は第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十二条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十二条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第

二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされる事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第一百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十二条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十二条の三第一項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）

処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十二条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十二条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

**別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）**

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法）	(略)	法律 事務
------------------------------	-----	----------

十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

**別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）**

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法）	(略)	法律 事務
------------------------------	-----	----------

特定都市河川浸水被	(略)	
(略)	(略)	<p>る事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務</p>

特定都市河川浸水被	(略)	
(略)	(略)	<p>る事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務</p>

					害対策法（平成十五年法律第七十七号）
号)	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）	（略）	（略）	第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
号)	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）	（略）	（略）	害対策法（平成十五年法律第七十七号）
号)	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）	（略）	（略）	（略）	害対策法（平成十五年法律第七十七号）

更生保護法（平成十 九年法律第五十 一号）	日本国憲法の改正手 続に関する法律（平 成十九年法律第五十 一年法律第四十八号）	農山漁村の活性化の ための定住等及び地 域間交流の促進に關 する法律（平成十九 年法律第四十八号）	農山漁村の活性化の ための定住等及び地 域間交流の促進に關 することとされている事務	第七条第四項の規定により都道府県が處理す ることとされている事務	犯罪による収益の移 転防止に関する法律 (平成十九年法律第 二十二号)	(略)
-----------------------------	---	---	---	-------------------------------------	--	-----

			農山漁村の活性化の ための定住等及び地 域間交流の促進に關 する法律（平成十九 年法律第四十八号）	農山漁村の活性化の ための定住等及び地 域間交流の促進に關 することとされている事務
--	--	--	---	---

				九年法律第八十八号
十三号)	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）	（略）	中国残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）	（略）

裁判員の参加する刑	中国残留邦人等の円滑な帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	（略）
第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百十三号）	（略）		

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第二十五号）	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）		
第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）	事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第二十五号）	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）	事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）
第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	びに第二十三条第四項（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	(平成二十年法律第八十一号)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)	第十九条第一項及び第二十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一 部を改正する等の法	第二項及び附則第三十一条第二項において準	消費者安全法(平成二十一年法律第五十 号)	消費者安全法(平成二十一年法律第五十 号)	第十九条第一項及び第二十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務


	律(平成二十一年法律第七十九号)	用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例
	(略)	法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十三条の規定により市町村が処理することとされている事務
	(略)	(略)
	(略)	(略)
続に関する法律(平 日本国憲法の改正手 十九号)	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)
ることとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理す	

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の	(略)		口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第44号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第34号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一一部を改正する法律（平成二十二年法律第34号）	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務	成十九年法律第五十 一号)
(略)	(略)						

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の	(略)	口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第44号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第34号）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第34号）	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務	成十九年法律第五十 一号)
(略)	(略)						

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）	平成二十三年法律（平成二十三年法律第一百七号）	発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）
(略)	<p>この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）	発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）
(略)		

<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十九号）</p>	<p>この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第二項により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>
<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）</p>	<p>附則第二十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>